

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における公的研究費の使用に係る行動規範

〔平成27年2月27日〕
学 長 裁 定

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の公的研究費（運営費交付金、奨学寄附金、補助金、委託費等を財源として本学で経理する全ての経費）は、その原資の大部分が国民の税金であり、社会からの信頼と負託によって支えられている。

公的研究費の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした者が所属する機関だけではなく、我が国の学術研究に対する社会的信頼を揺るがすものである。

このことを踏まえ、本学は、学術研究の信頼性と公正性を担保し、学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、次のとおり公的研究費の使用に関する行動規範を定める。本学の構成員（本学の教職員その他の本学の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての者）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 構成員は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 構成員は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知、本学が定める規則等の使用ルールを遵守しなければならない。
3. 構成員は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 構成員は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、使用ルールの理解に努めなければならない。